

自白の証拠力に関する法規定

2022年3月19日

巫召鴻

はじめに

日本の刑事司法の有罪判定における自白の証拠力に関する法規定を整理しました。短い期間でまとめたものなので不備があるかもしれません。研究深化のたたき台になれば幸いです。

日本国憲法の施行

第二次大戦終結後、日本国憲法が、1946年（昭和21年）11月3日に公布され、1947年（昭和22年）5月3日に施行された。日本国憲法第38条には、自白の取扱いの規定がある。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律の施行

戦前の日本の刑事司法の手続は、この条文にそぐわない性格を持っていたので、それを調整するために、1947年（昭和22年）4月19日に法律第76号（以下、「刑訴応急措置法」）が公布され、5月3日より施行された（1949年4月1日に失効）。この法律の10条に、憲法38条と同文の自白に関する刑事訴訟手続きの規定がある。

第10条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

自白に関する刑事訴訟法改正前の最高裁判例

1947年11月29日に、最高裁第二小法廷は、「自己に不利益な唯一の証拠が自白である場合」というときの自白とは、公判廷外の自白を言い、公判廷での自白はこれに含まれないという判決を言い渡した（昭和22(れ)107 準強盗、窃盗、銃砲等所持禁止令違反事件）。

公判廷での自白は、強制されたものでないことが明らかなので、唯一の不利益な証拠であっても有罪の根拠になるという意味である。この判例を拡大解釈すると、公判廷の自白でなくとも、任意性が担保されている自白であれば、唯一の不利益な証拠であっても有罪の根拠になるという推論が得られるかもしれない。

刑事訴訟法の施行

日本国憲法に合わせて、刑事司法の手続を抜本的に改めた現行刑事訴訟法が 1948 年 7 月 10 日に公布され、1949 年 1 月 1 日に施行された。日本国憲法 38 条に対応する刑事訴訟法の条文は 319 条で、次の通り。

- 第 319 条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。
- 2 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。
 - 3 前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

これは、自己に不利益な唯一の証拠が自白であるという場合の自白の範囲について、前記最高裁判例を否定している。また、1 項に対応する日本国憲法 38 条 2 項で言う、証拠にできない自白について、「任意にされたものでない疑のある自白」という条件を追加している。最高裁判例にかぶせてそれを否定するような法律が制定された事情はいかなるものであったか、詳細を調べる必要があるようだ。

同条 1 項は、自白を証拠とすることのできる条件を定めているとも言える。しかし、2 項をそのまま読むと、自白は証拠として単独では判断材料にすることができず、客観的な証拠の立証を同時に要求するのであるから、自白を証拠として採用する効果は非常に限定されており、むしろ自白の証明力を否定しているように見える。

証拠の証明力の評価に関する刑事訴訟法の規定

刑事訴訟法 317 条で、事実の認定は、証拠によるとされ、318 条で証拠の証明力は、裁判官の自由な判断にゆだねている（自由心証主義）。刑事訴訟法 319 条 1 項では、任意性の疑われる自白は証拠とならないとしているが、証拠となりうる自白の証明力は裁判官の自由心証による。しかし、319 条 2 項は、自白の証明力を問題にしているのではないので、自由心証主義がこの項に及ぶかどうかは別問題である。なお、これには憲法解釈における最高裁判例と一般法の関係の問題が含まれる可能性がある。

裁判員制度が 2004 年に導入され、裁判員の関わる裁判では、裁判員法 62 条で、証拠の証明力はそれぞれの裁判官と裁判員の自由心証にゆだねられることになったが、自由心証と刑事訴訟法 319 条 2 項の規定の関係は変わらない。

公判廷での自白をめぐる憲法、最高裁判例および刑事訴訟法の関係

1947年の最高裁判例（昭和22(レ)107）は、日本国憲法38条3項と刑訴応急措置法10条の3項の自白の範囲から公判廷での自白を排除する判断を示した。1949年に施行された刑事訴訟法の第319条2項は、最高裁判例を否定し、公判廷の自白を唯一の証拠の場合に有罪にできない自白の範囲に含めるとした。

刑訴応急措置法は1949年に失効しているため、公判廷の自白に関して検討すべき法規範は、次のものである。

【唯一の有罪証拠が公判廷の自白だった場合】

日本国憲法38条3項

1947年最高裁判例と刑事訴訟法319条2項で、解釈が食いちがう。

最高裁判例

有罪にできる

刑事訴訟法319条2項

有罪にできない。

最高裁判例と刑事訴訟法をめぐる現状

日本国憲法81条は、最高裁判所が一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有すると定めている。日本国憲法38条3項に関する最高裁判例の解釈は、憲法適合の判断を決定する最高裁によるものであり、これを訂正する後続判例があるか不明である。

後続判例がないとしても、この解釈が現行の司法の見解であるかどうかはわからない。司法は、裁判が提起されなければ、判断を明らかにする機会がないから、具体的な法律が憲法に適合しているか否かの検討がされないままに放置されているということも考えられる。しかし、一般法の憲法適合性が不明確な状態は、好ましい状態とは思えない。一般法が司法判断で違憲であるとされた場合、その法律は判例に合わせて改訂されることになると思われる（例えば、民法900条4号）。

1949年に刑事訴訟法が施行され、判例と一般法の齟齬が発生してからすでに七十年、その間に同条の規定の憲法適合性について、触れなければならない裁判は皆無だったとは思えないので、刑事訴訟法の該当条文が保持されていることから逆算して、1947年最高裁判例が後続判例によって否定されているというのが無理のない推定である。しかし、最近の刑事裁判のニュースなどを見ると、そうとも思えない。たとえば、次のような事例を検証すると、刑事訴訟法319条2項の憲法適合性の議題は、判断されずに、無視される、言わばお蔵入りになっていると言うのが、実際の状態ではないかと思われる。事例の具体的な要約については、別の文書によるものとする。

1. 岡山女兒殺害事件の地裁判決

2. 足利事件上告審の裁判長のインタビュー
3. 刑事裁判における事実認定に関する木谷明と石井一正の論争

まとめ

日本国憲法 38 条 3 項の解釈について、1947 年の最高裁判例と 1949 年施行の刑事訴訟法 319 条 2 項は、両立しない。警察予備隊訴訟の判例によれば、日本国憲法 81 条に明記されている最高裁判所の違憲審査権は、具体的な争訟事件を扱う場合に下級裁判所を含むすべての司法が、個別に判断するものであり、それによって法令等の違憲状態は解消されるということである。しかし、刑事訴訟法 319 条 2 項の違憲性を指摘する判例も 1947 年の最高裁判例を訂正する判例¹も見当たらず、現実には刑事訴訟法 319 条 2 項のみならず憲法 38 条 3 項の存在をも忘却したかの判決や法律論争が繰り返されている。この現状認識を否定する別の情報があれば別だが、そうでなければ、最高裁判所を頂点とする日本の司法が、その重要な違憲審査権を行使しなければならない義務を行っていないことを示し、司法の怠慢を意味しているのではないか。

以上

¹ 最高裁は少なくとも当該判例のほかにも、同趣旨の判決を二回言い渡している。一つは、昭和 23 年（1948 年）7 月 29 日の大法廷判決、昭和 23（れ）168、刑集 2 卷 9 号 1012 頁、もう一つは昭和 42 年（1967 年）12 月 21 日の第一小法廷の判決、昭和 42 年（あ）1362、刑集 21 卷 10 号 1476 頁。後者の言渡しの時期には、すでに刑訴法 319 条 2 項と憲法 38 条 3 項の解釈に関する齟齬が明白になっているはずだが、その点に関する違憲判断が検討された形跡はなく、後の法学の専門書や司法試験の参考書では、学説の併記のように、憲法、刑訴法、判例を並び立てて紹介している。

参考文献

- [1] 日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 76 号）,国立公文書館デジタルアーカイブ,
https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000044633
- [2] 読売新聞 2022 年 1 月 7 日 33 面記事,岡山女児殺害 無期懲役 地裁判決「自白 事実と整合」
- [3] 小林秀彦、「疑わしきは被告人の利益に」検証：木谷明と石井一正との論争(刑事裁判における有罪判断)、2021 年 8 月 21 日、裁判司法研究会で発表
- [4] 足利事件上告審の裁判長だった亀山継夫氏へのインタビュー、2009 年 10 月 21 日テレビ朝日報道ステーションで放送
<https://www.saiban-seijyouka.com/pdf/resumes/20091021kameyamainterview.pdf>
- [5] 安富潔『刑事訴訟法講義第 4 版』、慶應義塾大学出版会、2017 年 4 月 14 日